

環境局都民の声窓口に寄せられた都民の声（令和2年10月分）

◆ 対応事例

対応事例 1

件名	業務用バッテリーの処分方法について
概要	産業廃棄物としてバッテリーを処理するにあたりメーカーに相談したところ、産業廃棄物管理票（マニフェスト）なしに引き取るとの回答がありました。法令に抵触しないのでしょうか。
説明	<p>産業廃棄物の処理においては、排出事業者が処理業者にマニフェストを交付し処理状況を管理する必要がありますが、国の広域認定を受けているメーカーに廃棄物となった製品の処理を委託する場合には、例外的にマニフェストの交付は必要ありません。ただし、この場合でも広域認定で定められている方法で産業廃棄物の管理を行うこととなります。</p> <p>・ 『よくある質問』「Q10 「指定制度・認定制度で許可がない」と言う業者がいます。大丈夫ですか?」を御覧ください。 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/faq/resource/faq_02.html</p>